

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）および受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書および設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙または乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙または乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約書もしくは設計図書に特別の定めがある場合または前項の指示もしくは甲乙協議がある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物および業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。
 - 6 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答および解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
 - 7 甲および乙は、この契約書に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
 - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本国通貨とする。
 - 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約書および設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 13 この契約に係る訴訟の提起または調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務工程表の提出)

- 第2条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から10日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間または設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。
- 4 第1項および第2項の規定は、前項の規定による業務工程表の再提出を請求があった場合について準用する。この場合において第1項中「この契約締結後」とあるのは「第3項の規定による請求があった日から」と読み替えるものとする。
- 5 業務工程表は、甲および乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 この契約に要する保証については、第3条の__3__に定めるところによるものとし、第3条の__2__の規定は適用しない。

第3条の2 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）または甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金頼または保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号または第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

第3条の3 乙は、この契約の保証を要しない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させるはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物および業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の帰属）

第5条 成果物（第35条第1項に規定する指定部分に係る成果物および同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第9条までにおいて同じ。）または成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章および第3章に規定する著作者の権利（以下、第5条から第9条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、乙または甲および乙の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第6条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、乙は次の各号に掲げる成果物の利用を甲以外の第三者に許諾してはならない。

- (1) 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
- (2) 前号の目的および本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることまたは甲の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- (1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、または取り壊すこと。

（著作者人格権の制限）

第7条 乙は、甲に対し、成果物または本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物または本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に乙の実名または変名を表示すること。

3 乙は、前条の場合において、著作権法第19条第1項および第20条第1項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第8条 乙は、成果物または本件建築物に係る著作権法第2章および第3章に規定する乙の権利を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾または同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第9条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

- 2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならぬときは、乙がその賠償額を負担し、または必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第10条 乙は、業務の全部を一括して、または甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- 3 乙は、前2項に規定する部分を除き、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、または請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の報告を請求することができる。

(特許権等の使用)

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第12条 甲は、監督職員を置いたときは、その職氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるものおよびこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙または乙の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書および設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出または質問に対する承諾または回答
 - (3) この契約の履行に関する乙または乙の管理技術者等との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 甲が監督職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第13条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理および統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求および受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定および報告、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理ならびにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に報告しなければならない。

(履行報告)

- 第14条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第15条 甲または監督職員は、管理技術者または乙の使用人もしくは第10条第3項の規定により乙から業務を委任され、もしくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(貸与品等)

第16条 甲が乙に貸与または支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所および引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借用書または受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意または過失により貸与品等が滅失もしくは破損し、またはその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 乙は、業務の内容が設計図書または甲の指示もしくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるとき、その他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤りまたは脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること。

- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合は、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により、第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により、設計図書の訂正または変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 19 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書または業務に関する指示（以下この条および第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 20 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部または一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、もしくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第 21 条 乙は、設計図書等について、技術的または経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、または発案したときは、甲に対して、当該発見または発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められ

るときは、履行期間または業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第 22 条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第 23 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 24 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に示すものとする。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いた上、履行期間の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては甲が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が履行期間変更の請求を受けた日）から 14 日以内に設定し、乙に示すものとする。

(業務委託料の変更方法等)

第 25 条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に示すものとする。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いた上、業務委託料の変更事由が生じた日から 14 日以内に設定し、乙に示すものとする。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第 26 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第 1 項、第 2 項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が、甲の指示または貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りではない。
- 3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 28 条 甲は、第 11 条、第 17 条から第 21 条まで、第 23 条、第 26 条、第 31 条または第 37 条の規定により業務委託料を増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額または負担額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に示すものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いた上、業務委託料を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から 14 日以内に設定し、乙に示すものとする。

(検査および引渡し)

第 29 条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に報告しなければならない。

- 2 甲または甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 30 条 乙は、前条第 2 項（前条第 5 項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

第 31 条 甲は、第 29 条第 3 項もしくは第 4 項または第 35 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部または一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定により成果物の全部または一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第 32 条 この契約による業務委託料の前金払については、第 32 条の__2__の定めるところによるものとし、第 32 条の__3__の規定は適用しない。

第 32 条の 2 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする保証事業法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の__30__%に相当する額以内の額を前払金として甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 設計図書の変更その他の事由により業務委託料の 10 分の 3 以上を増額した場合において、乙は、その増額後の業務委託料の前払金支払可能限度額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 設計図書の変更その他の事由により業務委託料の 10 分の 3 以上を減額した場合において、乙は、受領済みの前払金額から減額後の業務委託料の前払金支払可能限度額を差し引いた額（以下「超過額」という。）を減額のあった日から 30 日以内に返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に示すものとする。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる

第32条の3 乙は、甲に対して、前金払を請求することができない。

(保証契約の変更)

- 第33条 第32条の2の規定の適用がある場合において、乙は、同条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めるもののほか、第32条の2第4項の規定により業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

- 第34条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

- 第35条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第29条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項および第30条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第29条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項および第30条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
 - 3 前2項の規定により準用される第30条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合におい

て、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」および第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が、前2項において準用する第30条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に示すものとする。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

4 第1項または第2項の規定により準用される第30条第2項の支払期間内に乙が第32条の2第5項に規定する超過額を返還しようとするときは、前項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の中からその超過額を控除することができる。

(第三者による代理受領)

第36条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条第2項(前条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する業務中止)

第37条 乙は、甲が第32条の2または第35条において準用する第30条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部または一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または乙が増加費用を必要とし、もしくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第38条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において乙が負うべき責任は、第29条第2項(第35条第1項または第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定によるかしの修補または損害賠償の請求は、第29条第3項または第4項

(第 35 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

- 4 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補または損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示または貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示または貸与品等が不適当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 39 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 35 条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第 30 条第 2 項 (第 35 条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第 40 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第 42 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙 (乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)がいずれかに該当するとき。

ア 役員等 (乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る再委託契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第3条の2の規定の適用による契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供がおこなわれているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

第40条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項もしくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項および第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項もしくは第3項、第17条の2もしくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、または独占禁止法第65条もしくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項および独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却もしくは訴え却下の判決が確定したとき、または訴えを取り下げたとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第41条 甲は、業務が完了するまでの間は、第40条第1項および前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第42条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（賠償の予約等）

第42条の2 乙は、第40条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（解除の効果）

第43条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲および乙の義務は消滅する。ただし、第35条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を終了した部分（第35条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に定める既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14

日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第 44 条 契約が解除された場合において、第 32 条の 2 の規定による前払金があったときは、乙は、第 40 条または第 40 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 35 条の規定による部分引渡しがある場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 10.75 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条または第 42 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 32 条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第 35 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第 40 条または第 40 条の 2 の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 10.75 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条または第 42 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意または過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 40 条または第 40 条の 2 の規定によるときは甲が定め、第 41 条または第 42 条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第 45 条 乙は設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したときまたは任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券またはこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 46 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年 10.75 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 10.75 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 47 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。